

（物品積載装置）

第115条 荷台その他の物品積載装置の強度、構造等に関し、保安基準第27条第1項の告示で定める基準は、自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造であることとする。この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

- 一 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置
 - 二 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車（次項の自動車を除く。以下この項において同じ。）の荷台（荷台が傾斜するものに限る。以下この項において同じ。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が普通自動車にあつては1.5t/m³未満、小型自動車にあつては1.3t/m³未満のもの
 - 三 前号に該当しない自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの
 - 四 前各号のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって、後煽、側煽等の荷台の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの
- 2 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車について、保安基準第27条第2項の告示で定める物品積載装置は、次のいずれかに該当する物品積載装置とする。
- 一 自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が1.5t/m³未満のもの
 - 二 前号に該当しない自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの
 - 三 前各号のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの